

平成20年第2回砂川市議会定例会

平成20年6月11日（水曜日）第3号

○議事日程

- 開議宣告
- 一般質問
- 日程第1 議案第3号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第5号 砂川市土地開発公社の定款の変更について
- 日程第3 議案第6号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第5 報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第6 報告第3号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告について
- 日程第7 報告第4号 財団法人砂川市生涯学習振興協会の経営状況の報告について
- 日程第8 報告第5号 事務報告書の提出について
- 日程第9 報告第6号 監査報告
- 日程第10 報告第7号 例月出納検査報告
- 日程第11 意見案第1号 地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の整備を国が推進することを求める意見書について
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
小黒弘君
土田政己君
- 日程第2 議案第3号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第5号 砂川市土地開発公社の定款の変更について
- 日程第4 議案第6号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第6 報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第7 報告第3号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告について
- 日程第8 報告第4号 財団法人砂川市生涯学習振興協会の経営状況の報告について
- 日程第9 報告第5号 事務報告書の提出について
- 日程第10 報告第6号 監査報告
- 日程第11 報告第7号 例月出納検査報告
- 意見案第1号 地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の整備を国が推進することを求める意見書について

○出席議員（14名）

議長	北谷	文夫	君君	副議長	東武	英男	君君
議員	矢野	裕吉	君君	議員	飯田	圭明	君君
	増田	清弘	君君		尾辻	やす	君君
	中ノ	政	君君		沢	静	君君
	一土		君君		田	す	君君
	小黒		君君		田	志	君君

○欠席議員（0名）

- 議事報告
- 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。
 - 砂川市教育委員会委員長 佐藤 正一郎
 - 砂川市監査委員会委員長 奥山 治二
 - 砂川市選挙管理委員会委員長 奥山 俊
 - 砂川市農業委員会会長 小原 幸二
 - 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
 - 副市長 小原 幸二
 - 市立病院院長 熊 善岡
 - 総務部長 雅文
 - 兼会計管理者 井栗 西
 - 市民部長 上野 金
 - 経済部長 田 小
 - 建設部長 芳侯
 - 建設部技監 一憲 治
 - 市立病院事務局長 藤 俊夫
 - 市立病院事務局長 審議 中 信
 - 市立病院事務局長 技監 村 繁
 - 総務課長 古 湯 浅 克己
 - 広報聴課長 四反田 孝治
 - 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
 - 教育長 森 下 敏彦
 - 教育次長 中 出 利明
 - 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
 - 監査事務局局長 中 出 利明
 - 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

6. 選挙管理委員会事務局長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
7. 本議会の事務局長は次のとおりである。
- | | |
|-------------|------|
| 選挙管理委員会事務局長 | 丸谷誠一 |
| 事務局長 | 角加茂 |
| 事務局長 | 純人 |
| 事務局長 | 早苗 |
| 事務局長 | 佐々木 |
| 事務局長 | 石川 |
- 開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりであります。直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 北谷文夫君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、早速一般質問をさせていただきます。

私は、今回の一般質問は1点です。南1丁目線の整備事業についてをお伺いしたいと思っております。南1丁目線整備事業ですが、いわゆるJR部分のガードの拡幅工事についてですけれども、今議会で市長は諮問案を提出されるというような3月議会までのご答弁でしたけれども、当分の間延期という報告が入っています。そこで、何かをお伺いしたいと思っております。

まず、1点目では、工事の概要が委員会でご発表されました。それによりますと、南1丁目線整備工事の延長は約200メートルで、総体の整備事業費は約40億円となり、計算をしてみますと1メートル当たり2,000万円の工事になるわけです。これは大体30億円ぐらい必要なのではないかと言われてきているのですが、このたびの40億円というようになってきました。内訳をお伺いしたいと思います。

2点目には、このたびの諮問案提出延期の理由は、補助率のよい地方道路整備臨時交付金事業の採択を受け、事業を行いたいと考えていたが、国会で議論があった道路特定財源の暫定税率の交付金事業の継続が不透明な状況にあるためと言われている。一般的な道路整備補助事業と交付金事業の違いをまずお伺いします。また、市長は、一般道路整備補助事業では南1丁目線の整備事業を行わないのかどうかをあわせてお伺いをいたします。

パンケ歌志内川にかかる鉄道の橋なのですけれども、3点目ですけれども、このたび、ちょっと見づらい図面ですけれども、図面を見させていただいています。その図面を見ますと、この今回のJRの拡幅の、ガードの拡幅の工事の箇所から北側にパンケ歌志内にかかる鉄橋と言った方がいいのでしょうか、鉄道橋と言った方がいいのか、私は鉄道橋とお話ししますが、実際行ってみますと、歩幅ではなかったのですけれども、20メートルぐらいの距離しかないので、この図面を見ていきますと、北側のほうに道路を寄せていくような工事になるようです。そうなっていきますと、この南1丁目線のガード拡幅工事の影響で鉄道橋にぶぐあいが生じた場合、例えば振動だとか、あるいは工事の状況によって何かが起こった場合に、砂川市が修復をしなければならないのかどうかをお伺いしたいと思っております。

4点目では、現在のガードはとても古くなっているのはわかっています。今後経年劣化や列車通過によってダメージがあって通行が危険となった場合に、補強に対する責任は砂川市にあるのかJRにあるのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 金田芳一君（登壇） 南1丁目線整備事業についてご答弁を申し上げます。

初めに、(1)の事業費40億円の内訳についてであります。ことしの3月に終了いたしました調査測量等の業務委託の資料をもとに、道路線形と河川線形及び道路構造等を決定し、平面図と断面図及び概算工事費の積算を行ったところであります。整備工事延長は、東1条南通りから東雲線までの約200メートルで、道路部分の工事延長は約153メートル、JRガード立体交差部の工事延長、約25メートル、三砂橋かけかえ延長、約22メートルであります。また、パンケ歌志内川切りかえ工事延長は約307メートル、附帯道路工事として市道宮前通りの改良舗装工事、約293メートルの整備計画を立てたところであります。ご質問の概算工事費であります。事業費40億円の内訳は、市道宮前通りを含む道路工事費は約3億9,000万円、橋梁工事費は約2億2,000万円、河川切りかえ工事費は約3億3,000万円、JRガード拡幅工事費は約2億4,000万円、上下水道管移設工事費は約1億1,000万円、その他として移転補償と用地買収補償費及び業務委託費は約5億4,000万円で、総体の整備事業費は約40億円と積算されたところであります。

次に、(2)の一般的な道路整備補助事業と交付金事業の違いと、一般道路整備補助事業では南1丁目線整備事業を行わないのかについてご答弁申し上げます。南1丁目線は都市計画道路で、街路決定された道路であり、事業は都市地域整備局の街路事業で補助採択を受けて行う考えであります。街路事業の一般的な補助事業と地方道路整備臨時交付金事業の違いであります。一般的な補助事業は補助率50%、起債充当率55%、残りが一般財源に対し、地方道路整備臨時交付金事業は補助率60%、起債充当率95%、残りが一般財源であります。また、一般的な補助事業での事業化につきましては、交付金事業が廃止となった場合において、今後の財政状況を見きわめた中で検討すべきものと考えております。

次に、(3)のガード拡幅工事の影響で河川の鉄道橋にぶぐあいが生じた場合、砂川市が修復しなければならないのかについてご答弁申し上げます。パンケ歌志内川にかかる鉄道橋は、ガード北側部から、部分から鉄道橋南側部分まで23メートルの位置に旧日本国有鉄道が昭和7年に建設しており、建設後77年を経過していることから、JR北海道では定期的な点検と強度検査を実施し、問題箇所が発見された場合は補修等に対処がなされているところであります。JRガード拡幅工事は、基本設計から工事の完成まで、すべて砂川市が負担金を納め、JR北海道が実施することになります。仮にJRガード拡幅工事の影響で鉄道橋に問題が発生した場合は、砂川市とJR北海道で協議を行い、費用負担を決めてから修復工事を行うこととなります。

次に、(4)の現在のガードが経年劣化や列車通過で危険となった場合の責任所在はどちらになるかについてご答弁申し上げます。JRガードは、旧日本国有鉄道が明治23年ごろに延長14メートルの橋梁を建設したもので、現在のJR北海道が所有する構造物であります。建設後117年を経過していることから、河川鉄道橋と同様、定期的な点検と強度検査を実施し、問題箇所が発見された場合は補修等に対処がなされているところであります。前段申し上げましたとおり、JRガードの本体である橋梁はJR北海道の所有であり、補強に対する責任はJRが負うものであり、付随施設としての高さ制限の門型柱、ガード内張り板、照明器具等は砂川市の所有であり、砂川市が補強に対する責任を負うものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今概略答弁を受けたのですけれども、2,100万だか200万だかでいろいろと調査測量し、あ

もう一回言い直しますが、とはいえ40億のお金を南1丁目線の事業にどうかけていくのか、あるいは交付金の関係が一体どうなっていくのかというところは全く見えない状況にもあります。しかも、財政状況はとての厳しい今の砂川市ですから、どの事業を今後どう優先的に進めていくのかということについては、今後もしっかりとご検討をお願いしながら、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。
○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時07分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) 通告の順に従って、質問をいたします。

まず、第1に、季節労働者対策について伺います。30年にわたって季節労働者の冬期雇用と生活を支える命綱として大変重要な役割を果たしてきた冬期技能講習など、季節労働者冬期援護制度が平成18年度で廃止されました。さらに、雇用保険法の改正によって、これまで50日分だった特例一時金が本則では30日分とされ、当分の間40日分とする削減が平成19年度から施行されました。特例一時金の削減と冬期技能講習制度の廃止によって、この冬の季節労働者は平均で20万円の特例一時金だけで、仕事もなく大変厳しい状況に置かれたので、具体的に3点について伺います。

1つは、季節労働者の冬期援護制度の廃止によって、市内季節労働者への削減額と地域経済に及ぼす影響について伺います。

2点目は、平成19年度から新設された通年雇用促進支援事業の内容と今年度の事業計画について伺います。

3点目に、今後の季節労働者対策として、冬期間の失業に対する政府への抜本的な追加対策が必要だと考えますが、市の要望事項について伺います。

大きな2点目に、ごみの不法投棄対策の強化について伺います。ごみの不法投棄は、地域の環境を破壊し、多くの住民生活に被害を与え、大きな社会問題です。市内の状況を見ると、不法投棄物の回収量は平成18年度で10.7トン、平成19年度で9.4トンと報告され、多少は減少傾向にあるものの、回収できないものも相当あると思われるので、ごみの不法投棄対策の現状と今後の対策強化について伺います。

大きな3点目に、障害者福祉対策について伺います。国連の障害者権利条約がことしの5月3日に発効しました。一昨年12月の国連総会で採択されたこの条約には、100を超える国が署名しており、日本政府も昨年9月に署名し、現在批准に向けての準備作業を進めていますが、障害者の権利保障をうたったこの条約に違反しているのが障害者自立支援法であり、早急の是正が求められています。

そこで、伺いたいのは、平成18年度10月から本格的に施行された障害者自立支援法は、障害者団体の大きな運動と国会での追求が政府を追い詰めた結果、政府は実施した翌年の平成19年度に特別対策で一定の改善策をとらざるを得なくなり、さらに平成20年度で、一昨日の補正予算でも、審議でもご答弁があったように、抜本的見直しに向けた緊急措置がとられました。政府与党は、昨年12月、この障害者自立支援法の平成21年度に向けた抜本的見直し案をまとめたようであり、その内容について伺いたいと思います。

最後に、平成18年度から市町村が主体的に実施する障害者地域生活支援事業、私の間違った地域活動になってい

ますが、障害者地域生活支援事業が正確ですので、訂正させていただきますが、障害者地域生活支援事業が砂川市で

実施されていますが、利用者数の、利用者数が少ないと聞いていますので、この事業の取り組みの状況と今後の対応策について伺います。第1回目の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 (登壇) 大きな(1)についてご答弁申し上げます。国の季節労働者対策として、通年雇用奨励金、冬期雇用安定奨励金、冬期技能講習給付金制度が実施され、砂川市としても冬期技能講習会実施団体に対して、開催会場使用料並びに給付金先払いのための借入金利息の一部補助を実施してまいりましたが、冬期雇用安定奨励金と冬期技能講習助成給付金制度が平成18年度限りで廃止され、さらに特例一時金も削減されたところ

であります。滝川公共職業安定所管内のうち砂川市における季節労働者数は、3月末現在412人でございます。季節労働者への削減額は、概算額で申し上げますと、援護制度で約4,180万円、一時金で約3,635万円で、合計約7,815万円となっております。制度廃止により、季節労働者への奨励金や給付金、一時金等の削減については、季節労働者の日常生活における消費活動を低下させ、削減相当額における市内商店街への購買も落ち込み、地域

経済に及ぼす影響は大きいと認識しているところでございます。

次に、(2)についてご答弁申し上げます。平成18年度限りで廃止となった冬期雇用安定奨励金、冬期技能講習給付金制度にかわるものとして、国より通年雇用促進支援事業が新設されたことから、本市は平成19年度より実施しているところであります。ご質問いただきました通年雇用促進支援事業の内容は、季節労働者を雇用する事業主へ

各種補助金等の情報提供や求人開拓など、雇用確保のための取り組みを実施する事業と季節労働者への相談窓口の開設、職場研修、講習による就職促進の取り組みを実施する事業及び季節労働者の就業意向による実態を掌握して、通年雇用の促進に役立てることを目的とした事業や季節労働者の通年雇用化を促進するため、季節労働者に対する教育訓練を受けて、資格取得に係る経費を助成する事業など、3つの主要な事業から構成されております。当市は歌

志内市、上砂川町、奈井江町の行政、商工会議所、商工会、地区連合会、地区労働組合連合及び北海道空知支庁により構成された砂川地域通年雇用促進協議会を設立し、北海道労働局から委託を受けて、当市商工労働観光課内に雇用促進支援員を配置し、事業着手してございます。

次に、今年度の事業につきましては、通年雇用確保を目的とした経営セミナーの開催、各事業所を対象とした経営相談や相談窓口の開設、各事業所の戸別訪問を実施する事業と通年雇用のための安全講習、運転技能講習を実施する事業、啓蒙活動を目的としたパンフレットの作成などの各種事業の実施を予定しているところであります。

次に、(3)についてご答弁申し上げます。北海道の気象条件の厳しい積雪寒冷地における季節的業務に従事する労働者の雇用状況は大変厳しいものであり、このような労働環境の中で季節労働者冬期援護制度や特例一時金が廃止、削減されたところでありますが、それにかわる季節労働者対策として国により新設された通年雇用促進支援事業に基づき、現在当市は砂川地域雇用促進協議会を設立し、季節労働者への支援事業を実施しているところであります。今後の事業実績をもとに、季節労働者の実態を分析、把握したいと存じますが、季節労働者対策は北海道全体の雇用政策にかかわる内容であることから、道内自治体及び関係機関と十分協議し、今後の北海道における冬期間の雇用対策の強化について、機会あるごとに国の関係機関等に要望していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 (登壇) 私から大きな2と3についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな2のごみの不法投棄対策の強化についてご答弁申し上げます。初めに、市内における不法投棄の現状につきまして申し上げます。平成18年度は、145件で10.7トンの不法投棄があり、不法投棄者が特定できた7件について砂川警察署に通報いたしました。次に、平成19年度は、118件で9.4トンの不法投棄があり、主要な投棄場所としては、人目につきにくく車で出入りが容易な山林、河川敷、道路、高速道路側道に加え、遊水地

周辺や墓地周辺などとなっております。また、平成19年度の不法投棄の種別については、弁当箱、紙類、衣類など

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。
以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
これで質疑を終わります。
続いて討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第5号 砂川市土地開発公社の定款の変更について

○議長 北谷文夫君 日程第3、議案第5号 砂川市土地開発公社の定款の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。
経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） 議案第5号 砂川市土地開発公社の定款の変更についてご提案申し上げます。
公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めたものであります。
変更の理由でございますが、公有地の拡大の推進に関する法律の一部が改正されたことから、本定款を変更するものであり、変更の内容につきましては附属説明資料によりご説明申し上げますので、3ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。左が現行、右が変更後となっております。
第24条は、余裕金の運用方法を定めており、第2号中「郵便貯金又は銀行、」を「銀行」に改めるものであります。

附則として、この定款は、知事の認可のあった日から施行するものであります。

以上でございますが、今回の土地開発公社の定款変更につきましては、昨年9月議会におきまして同じ内容の定款変更の議決をいただき、北海道知事に認可を受けるための手続を行うこととしておりましたが、事務手続の不安定によりまして、定款の施行日でありました平成19年10月1日までに認可申請の書類等が北海道に未提出だったため、知事の認可を受けることができず、これまでの期間に認可申請の取り扱いについて北海道と協議をしてまいりましたが、最終的に議決をとり直して再申請するようにとの指示があり、前回附則に定めた定款変更の施行日、平成19年10月1日から施行するとしていた施行日を知事の認可の日から施行するに改め、再度ご提案申し上げます。

一連の事務手続の不安定により再提案となりまして、大変申しわけございませんでした。今後はこのようなことがないように深く反省し、おわび申し上げますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
これで質疑を終わります。
続いて討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第6号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めるところについて

○議長 北谷文夫君 日程第4、議案第6号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めるところについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。
市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） 議案第6号、ただいま上程をいただきました砂川地区公平委員の選任についての同意を求めますけれども、現委員でございます高橋俊美氏は、平成20年の6月30日をもって任期が満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして、次の者を選任したいと存じます。
記名してございます高橋俊美氏に引き続きお願いしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたします。

○議長 北谷文夫君 これより、議案第6号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎日程第5 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

○議長 北谷文夫君 日程第5、推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

推薦の方法については、指名推選とし、議長が指名することにしたいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

議会推薦の農業委員会委員に、小林照美さん、武藤和実さんの2人を指名したいと思います。

お諮りします。

ただいま指名した2人を議会推薦の農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名しました小林照美さん、武藤和実さんの2人を推薦することに決定いたしました。

た。

◎日程第6 報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長 北谷文夫君 日程第6、報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 栗井久司君 (登壇) 報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告につきましてご説明申し上げます。

初めに、平成19事業年度事業報告書でございますが、お手元の事業報告、決算報告書でご説明申し上げます。1ページ、2ページの事業概要については、記載のとおりであります。

決算については、3ページ、4ページの損益計算書でご説明申し上げます。

1、事業収益中(1)の公有地取得事業収益8,207万7,057円は、公園用地315.56平方メートルを民間に売却するためヘリポート用地1万5,991平方メートルを砂川市に買い戻していただいたものであります。(2)の土地造成事業収益1億2,861万1,200円は、あかね団地4区画とすずらん団地2区画の契約済み分と道央砂川工業団地第3次造成分の一部1万平方メートルを企業に売却するため、砂川市に買い戻していただいたものであります。(3)の附帯等事業収益178万4,116円は、宮川に所有する公用施設用地を北海道警察職員公宅用地として道に賃貸している貸付収益であります。以上、事業収益の合計は、2億1,247万2,373円です。

これに対する2、事業原価は、(1)、公有地取得事業原価、(2)、土地造成事業原価、(3)、附帯等事業原価の合計で2億1,247万2,373円となり、事業総利益はございません。

次に、3、販売費及び一般管理費は、(1)、人件費と(2)、経費の合計29万1,997円で、事業損失が29万1,997円となるものです。

4、事業外収益の(1)、受取利息、1、預金利息は、10万5,984円。(2)、補助金、1、土地開発公社事業補助金1,200万円は、土地開発公社が土地購入者に支払った土地購入助成金を砂川市から土地開発公社への補助金であります。内訳は、平成18年度に土地売却のあかね団地2区画とすずらん団地4区画、平成19年度に売却のあかね団地1区画とすずらん団地1区画、合わせて8区画であります。(3)、雑収入、1、その他の雑収入92万5,927円の内訳は、土地の賃貸料として工業団地が3件で88万3,227円、道道幅用地1件、2万7,720円、その他定期預金利息、出資配当金で1万4,976円です。

事業外収益合計1,303万1,907円から事業損失29万1,997円と事業外費用1,200万円を差し引いた73万9,910円が当期純利益となります。

次に、5ページ、6ページの貸借対照表についてご説明いたしますが、資産の部、1、流動資産合計は、(1)、現金及び預金から(5)、完成土地等までの合計で20億2,576万1,417円、2、固定資産合計1万円を加えた資産合計で20億2,577万1,417円となります。

負債の部、1、流動負債合計は19億4,397万円で、2、固定負債はありませんので、負債合計は19億4,397万円となります。

資本の部、1、資本金、2、準備金の合計8,180万1,417円が資本合計となります。

したがって、負債、資本合計は、20億2,577万1,417円となります。

以下7ページ、8ページには、貸借対照表の各項目に対応する財産目録を添付しております。

10ページの短期借入金明細書でございますが、借り入れ先ごとに19年度期首残高、19年度中の増減、19年度期末残高を記載しております。合計で、19年度期首残高19億4,000万円に対し、19年度期末残高17億6,597万円で、19年度中に1億7,403万円の減少となっておりますが、これは第3次造成の工業団地用地と西豊沼のヘリポート用地を砂川市に買い戻していただいたことによるものであります。また、砂川市の19年度期末残高がゼロ円になっていることについては、会計年度独立の原則から年度末に7億1,000万円を新すながわ農協から借り入れし、砂川市に返済し、新年度4月に同額を砂川市から借り入れし、新すながわ農協に返済していることによるものであります。

11ページには資本金明細書を添付してございますし、13ページ、14ページには収支計算書、15ページには土地開発公社経理基準要綱の改正に伴うキャッシュフローでお金の流れを記載してございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

次に、平成20年度…訂正させていただきます。19年度事業年度報告で4ページ、4の事業外収益、(3)、雑収入、1、その他の収入、92万5,923円と申しあげましたものを92万5,927円と言いましたので、訂正お願いいたします。92万5,923円でございます。

次に、平成20事業年度予算についてご説明申し上げます。お手元の別冊、平成20事業年度予算1ページをごらんくださいと存じます。第3条は、収益的収入及び支出を定めるもので、総事業収益を2,861万3,000円、総事業費用を2,808万4,000円と定めるものであります。

次に、2ページ、第4条は、資本的支出を2,635万9,000円と定め、第5条は借入金の限度額を25億円と定めるものであります。

続きまして、3ページからの予算実施計画及び説明書についてご説明申し上げます。収益的収入で1款1項1目公有地取得事業収益、1節公有地売却収益は、土地開発公社経営健全化計画に基づく先行取得用地に係る砂川市の買い戻し分であり、今年度の買い戻し予定はありませんので、予算額の計上はありません。

2目土地造成事業収益は、1節あかね団地売却収益で2区画分1,057万3,000円、2節すずらん団地売却収益で2区画分947万円を計上しております。

3目附帯等事業収益で1節保有土地賃貸等収益178万5,000円は、北海道警察に官舎用地として長期的に賃貸している土地の賃貸料であります。

2項2目補助金は、1節土地開発公社事業補助金600万円は、説明欄に記載のとおり、あかね、すずらん両団地の購入者に対し、砂川市から補助を受けて助成するものであり、本年度は4区画分を予定しているところであります。

3目雑収入で1節その他の雑収入75万5,000円は、工業団地等の用地を臨時的に貸し付けしている賃貸料であります。

次に、5ページ、収益的支出について、1款1項1目公有地取得事業原価は、ありません。

2目土地造成事業原価2,004万3,000円は、1節あかね団地売却原価1,057万3,000円、2節すずらん団地売却原価947万円で、用地売却収益と同額であります。

3目附帯等事業原価178万5,000円は、保有土地賃貸等収益と同額であります。

次に、2項販売費及び一般管理費、2目経費は25万5,000円でございますが、特に申し上げるものは、ございません。

3項1目助成金600万円は、あかね、すずらん団地でそれぞれ2区画ずつの土地購入助成金であります。

次に、8ページ、資本的収入及び支出でございますが、資本的支出で2項1目土地造成事業費は、説明欄に記載のとおり、諸経費でパンフレット作成経費と金融機関からの借り入れに係る支払利息分、合わせて2,635万9,000円です。

11、12ページをごらんいただきたいと存じますが、損益計算書で、当期経常利益を52万9,000円と見込んでおります。

13、14ページは、貸借対照表であります。ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第2号の報告を終わります。

◎日程第7 報告第3号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告について

○議長 北谷文夫君 日程第7、報告第3号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） 報告第3号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

初めに、平成19事業年度事業報告であります。お手元の事業報告書、決算報告書でご説明申し上げます。1ページ、2ページの事業概要については、記載のとおりであります。

決算については、3ページ、4ページの損益計算書でご説明申し上げます。事業収益の1、事業、営業収益中（1）のゴルフコース収入は7,468万7,564円、ゴルフ練習場収入は904万5,427円、オートスポーツ事業収入は660万1,000円、合計で9,033万3,991円。

次に、2、受託事業収益、（1）、ふれあい広場受託収入で266万3,000円、事業収益合計で9,299万6,991円となっておりますが、13ページに事業収益明細書を添付しておりますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

これに対する2、事業費用であります。1、営業費用と2、受託事業費用の合計で1億218万8,633円であり、事業収益と事業費用との差額919万1,642円が事業損失となったところであります。この事業損失に3、一般管理費用272万852円を加えた1,191万2,494円が事業総損失となり、4、事業外収益966万3,693円を事業外費用152万1,900円、6、法人税等を加減した385万701円が当期純損失となったところであります。

次に、5ページ、6ページは、貸借対照表であります。資産の部、1、流動資産は、普通預金180万5,101円で、2、固定資産は（1）、有形固定資産と（2）、無形固定資産の合計で4億9,915万4,680円であり、資産の部合計で5億95万9,781円となっております。

負債の部、1、流動負債は、（1）の短期借入金2億3,780万円を含めて2億4,279万8,312円であり、2、固定負債は（1）の長期借入金4億4,055万円で、負債の部合計では6億8,334万8,312円あります。長期資金、短期資金の推移についてご説明申し上げますので、14ページをごらんいただきたいと存じます。長期資金、短期資金とも借り入れ先ごとに記載してございますが、長期、短期の期首残高合計は6億8,046万円で、期末残高合計は6億7,835万円で、差額625万円と少ないながら平成19年度負債を減少させております。

6ページに戻っていただきたいと存じます。純資産の部、1、株主資本、（1）、資本金は1,000万円で、明細は15ページに記載のとおりであります。（3）、繰越利益剰余金は、平成18事業年度までの繰り越し損失1億8,853万7,830円に前4ページでご説明申し上げました（4）、冬期純損失385万701円を加えた純資産の部合計は1億8,238万8,531円となり、負債の部と純資産の部合計は5億95万9,781円は前ページ、資産の部合計と一致するものであります。

7ページ、8ページは財産目録、10ページは株主資本等変動計算書、11ページ以降は個別注記表で、11、12ページは収支計算書、13ページから15ページまでは附属明細書、16ページには現金の期末残高に係るキャッシュフロー計算書を添付してございますので、ご高覧いただき、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、平成20事業年度事業計画、予算計画についてご説明申し上げます。お手元の平成20事業年度事業計画、予算計画書の1ページをごらんください。第3条は、収益的収入及び支出であります。総事業収益を1億43万6,000円と定め、総事業費用を9,851万6,000円と定めるものであります。

第4条は、資本的収入及び支出であります。資本的収入は長期借入金として2,200万円を、資本的支出は借入金の元金償還として3,025万円を予定しており、資本的収入が資本的支出に対し不足する額825万円は損益勘定留保資金で補てんするものであります。

第5条は、借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

次に、3ページの予算実施計画及び説明書について主なものをご説明申し上げます。収益的収入の部、1款1項1目営業収入では、1節ゴルフコース収入で集客数2万2,000人と見込み、7,924万円、2節ゴルフ練習場収入は932万円、3節オートスポーツ収入は740万円の計上であります。

2目受託事業収益、1節ふれあい広場遊技施設受託収入は、前年と同額の266万3,000円の計上であります。

2項事業外収益、3目1節雑収入で179万3,000円の計上ですが、説明欄に記載のとおりであり、総事業収益は1億43万6,000円の計上で、昨年度より1,067万9,000円の減であります。

次に、5ページ、収益的支出の部で、1款1項1目営業費用で9,170万2,000円と見込み、1節ゴルフコース管理費8,211万円、2節ゴルフ練習場管理費498万5,000円、3節オートスポーツ管理費460万7,000円と管理費全般にわたり、人件費を初め経費節減を図り、必要最小限の経費を計上したところであります。

2目受託事業費、1節ふれあい広場遊技施設委託費は211万4,000円の計上で、総事業費用を9,851万6,000円としたところであります。

7ページ、8ページは、2項一般管理費、3項事業外費用、4項特別損失であります。特に申し上げることはございません。

9ページは資本的収入及び支出であり、1款資本的収入で借入金2,200万円の予定をしておりますが、1款資本的支出で借入金の償還3,025万円を予定しており、総体的に負債の縮小に努めてまいります。

11、12ページは損益計算書であります。当期純利益を192万円と見込んだところであります。

13、14ページは貸借対照表を添付してございますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第3号の報告を終わります。

◎日程第8 報告第4号 財団法人砂川市生涯学習振興協会の経営状況の報告に
ついて

○議長 北谷文夫君 日程第8、報告第4号 財団法人砂川市生涯学習振興協会の経営状況の報告についてを議題と
します。

提出者の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 報告第4号 財団法人砂川市生涯学習振興協会の経営状況の報告について、地
方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、財団法人砂川市生涯学習振興協会の経営状況について報告するもの
であります。

初めに、平成19年度事業報告及び決算報告について申し上げます。1ページをお開き願います。はじめに、事業
概要であります。主なものとして、庶務関係では理事会及び評議員会の開催状況であり、それぞれ記載の案件につ
いて審議され、いずれも承認されております。

2ページには職員に関する事項、契約等の業務に関する事項及び役員等に関する事項を記載しておりますので、ご
高覧いただきたいと存じます。

次に、3ページの事業報告であります。スポーツ振興事業は第41回市民体育祭を初め、4ページの三角ベース
ボール大会まで8事業を実施し、文化振興事業は文化活動支援事業として市民創作展&即売会を実施しております。

次に、施設管理運営受託事業としては、記載のスポーツ施設及び文化施設について、市との協定書に基づき、予定
どおり実施しております。

続きまして、平成19年度収支計算書について申し上げます。5ページから9ページまで、記載のとおりでありま
すが、収入では1款基本財産運用収入は砂川市からの基本財産3,000万円に対する預金利息として決算額6万2
73円であり、2款事業収入は決算額39万1,300円で、説明欄に記載のスポーツ振興事業収入及び文化振興事
業収入の参加料であります。

3款補助金等収入は、決算額3,380万2,000円であり、内訳として1項地方公共団体補助金収入は砂川市
から説明欄に記載のスポーツ振興事業費及び文化振興事業費の事業費補助金収入319万4,000円と財団管理運
営費補助金収入632万6,000円を含め、決算額は952万円であり、2項施設管理運営受託収入は砂川市から
受託した説明欄に記載の体育施設及び文化施設の管理運営委託料で、決算額2,428万2,000円であります。

6ページをお開き願います。5款負担金収入は、決算額10万円であり、説明欄に記載のとおり、子どもの国協会
からの事業協賛による負担金収入であります。

6款雑収入は、決算額1万184円であり、収入における決算総額は3,436万3,757円であります。

続きまして、7ページの支出について申し上げます。1款事業費は、決算額364万8,088円であり、1項ス
ポーツ振興事業費及び2項文化振興事業費として、説明欄に記載のスポーツ振興6事業と文化振興1事業に要した経
費であります。

8ページをお開き願います。2款受託事業費は、決算額2,409万6,355円であり、1項1目体育施設受託
事業費及び2目文化施設受託事業費として説明欄に記載の総合体育館を初めとする体育施設と公民館の管理運営に要
した費用であります。

9ページ、3款管理費は、決算額607万6,742円であり、説明欄に記載のとおり事務局職員3名の人件費の
ほか、事務的経費及び租税公課費であります。

4款雑支出は、決算額54万2,572円であり、砂川市からの補助金及び施設管理運営受託料の精算による返還
金の発生によるものであります。

以上、支出の決算総額は3,436万3,757円であり、収入、支出の総額は一致するものであります。

なお、10ページには正味財産増減計算書、11ページには貸借対照表、12ページには財産目録を添付しており
ますので、ご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、平成20年度事業計画及び事業予算について申し上げます。1ページは、生涯学習振興協会の概要説
明であり、総括事項を記載しておりますが、砂川市からの寄附金3,000万円を基本財産とし、砂川市のスポー
ツ、文化の普及、振興を図るため、各種事業を行うとともに、文化、失礼しました、体育、文化施設8施設の管理運
営を行ってまいります。

今年度の事業計画につきましては、2ページから3ページに記載のとおり、スポーツ振興事業は第42回市民体育
祭及び市制施行50周年記念、第21回アメニティ・タウンすながわマラソン大会を初めとする8事業を、文化振興
事業は他の団体との競合を避け、文化活動を支援する事業として1事業を、施設管理運営受託事業は指定管理者として
体育、文化施設の管理運営を行ってまいります。

4ページをお開き願います。平成20年度の生涯学習振興協会の予算は、記載のとおり収入、支出ともに3,32
2万7,000円と定めております。

次に、5ページから9ページに記載の予算実施計画及び説明書の主な内容について、前年度の対比で申し上げま
す。初めに、収入であります。1款基本財産運用収入は13万円を計上しており、前年度対比10万7,000円
の増は、定期預金利息の変動によるものであります。

2款事業収入は、前年度と同額の46万4,000円を計上しております。

3款補助金等収入は3,253万2,000円を計上しており、前年度対比208万2,000円の減は、1項の
地方公共団体補助金収入において説明欄に記載の体育、文化振興事業費補助金及び財団管理運営費補助金の見直しに
よる減及び1款の基本財産運用収入の増を含め、砂川市からの補助金収入18万1,000円の減と2項施設管理運
営受託収入において説明欄に記載の海洋センター及び公民館の管理運営費について、本年度から土日、夜間を閉館し
たことにより人件費の削減が図られ、砂川市からの受託収入で190万1,000円の減となったことによるもので
あります。

6ページをお開きください。4款寄附金収入、5款負担金収入、6款雑収入は、前年度と同額を予算計上してお
り、収入の総予算額は3,322万7,000円であり、前年度対比197万5,000円の減となっております。

次に、7ページの支出について申し上げます。1款事業費は397万9,000円であり、前年度対比5万1,0
00円の減は、1項のスポーツ振興事業費、2項の文化振興事業費において、説明欄に記載の各事業費用について見
直しを図ったことによるものであります。

8ページをお開きください。2款受託事業費は、2,275万1,000円であり、前年度対比190万1,00
0円の減は、海洋センター及び公民館において本年度より土日、夜間の閉館に伴い、職員1名分の人件費の削減が図
られたものであり、1目体育施設受託事業費で79万2,000円、2目文化施設受託事業費において110万9,
000円の減となっております。

9ページの3款管理費は、639万6,000円であり、前年度対比2万3,000円の減は財団管理費用の精査
によるものであります。

4款雑支出、5款予備費は、前年度と同額であり、総支出額は3,322万7,000円であり、前年度対比19
7万5,000円の減となっております。

なお、10ページには正味財産増減計算書、11ページには貸借対照表、12ページには財産目録を添付しており

ますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第4号の報告を終わります。

◎日程第9 報告第5号 事務報告書の提出について

○議長 北谷文夫君 日程第9、報告第5号 事務報告書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 報告第5号 事務報告書の提出についてご説明いたします。

平成19年度砂川市事務報告書について、別紙のとおり、平成19年4月から平成20年3月までの事務執行について、目次に記載のとおり総務部から市立病院まで142ページにわたり記載しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で事務報告を終わります。

◎日程第10 報告第6号 監査報告

報告第7号 例月出納検査報告

○議長 北谷文夫君 日程第10、報告第6号 監査報告、報告第7号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第11 意見案第1号 地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の整備

を国が推し進めることを求める意見書について

○議長 北谷文夫君 日程第11、意見案第1号 地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の整備を国が推し進めることを求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 北谷文夫君 これで日程のすべてを終了しました。

平成20年第2回砂川市議会定例会を閉会します。

閉会 午後 1時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年6月11日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員